

透湿外断熱システム協議会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の外壁に設ける有機系断熱材・外装材の取扱いについて

平素より、建築行政の推進につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 6 月にロンドンの共同住宅において発生した火災においては、大規模な上階延焼によって人的被害及び建物被害が拡大した可能性があることから、国土交通省では、平成 29 年度の建築基準整備促進事業において「外壁の燃え広がりの防止に係る性能の検証」を行いました。

さらに、その後発生した火災についても検討を行い、得られた知見について、建築物の外壁に有機系断熱材・外装材を設ける場合に参考とされたく、下記に示しますので、活用いただくようお願いいたします。

記

1. 建築物の外壁に設ける有機系断熱材・外装材の取扱いについて

ロンドンの共同住宅の火災において、上階延焼により被害が拡大したとされていることを踏まえて、高層建築物の外壁に設ける有機系の断熱材及び外装材の取扱いにあっては、以下の防火上の措置を講じることが有効と考えられる。

- ・ 断熱材については、断熱性能を確保するため、発泡させることで密度が小さくなっている材料が使用されるが、火災時には、断熱材そのものが溶け落ちることにより下階への影響が生じる可能性があることから、自己消火性を有するものとし、かつ、厚さを 100mm 以下とすること
- ・ 外装材（ポリエチレンなど発熱量の大きな有機系材料を金属板で挟み込んだサンドイッチパネルなど）については、外装材そのものが断熱材ほどの厚みを有していなくても、発泡させていない密度の高い材料が使用されていることから、難燃処理された有機系材料を使用したものとする

なお、建築基準法における難燃材料として認定を受けた材料であっても、芯材である有機系材料が難燃処理されているとは限らないことに留意されたい。

2. 有機系断熱材・外装材を対象とした防火上の措置に関する情報提供について

有機系の断熱材及び外装材が、1.に示した防火上の措置がとられていることについて、設計者や施工者、建物所有者等が確認できるよう、以下のいずれかについて協力願います。

- ・ 有機系断熱材・外装材における防火上の措置の状況について、カタログやホームページ等で製品情報として表示
- ・ 設計者や施工者、建物所有者等からの求めに応じ、有機系断熱材・外装材における防火上の措置の状況について確認できる資料の提示

3. 外壁以外の建築物の部分に使用する場合について

平成 30 年 5 月、ポリエチレンなど発熱量の大きな有機系材料を金属板で挟み込んだサンドイッチパネルが、1.に示した難燃処理をしない状態でバルコニーの手すり壁・目隠し板として使用された共同住宅において、複数階の上階延焼が発生した火災事例があった。

手すり壁・目隠し板が取り付けられる建築物の部分については、火災時に開口部からの噴出火炎により、パネルが両面から加熱され、パネルが連続して設置されている場合には、火炎が急速に拡大し、燃え広がる可能性がある。

こうした手すり壁・目隠し板などとして取り付けられる部材については、火災時の噴出火炎による影響を受けやすいことから、1.に示した外装材と同様に難燃処理された材料を使用することが防火上有効であるため、当該部材の販売に際しては、設計者や施工者、建物所有者等への適切な情報提供をお願いしたい。